

平成19年 7月17日

答 申

第1 審議会の結論

「平成18年度に実施した 病院の医療監視に係る施設表、検査表並びに総評」（以下「本件公文書」という。）について鳥取県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分については、妥当であると判断する。

第2 審査請求に至る経緯

平成19年 3月 5日 公文書開示請求
4月 5日 公文書部分開示決定通知
4月13日 行政不服審査法第14条の規定による異議申立

第3 実施機関の部分開示決定理由

取引先（委託先）事業者名については、鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項第3号ア（法人不利益情報）に該当するため。

従業員の休暇の状況等については、条例第9条第2項第2号（個人情報）に該当するため。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、異議申立書によると概ね以下のとおりである。

（1）以下の部分については、 病院の経営状況を具体的に示す情報であり、競争関係にある病院や参入を計画している事業者にとって、収益及び損益の情報を入手して同病院の経営方法を知ることができる。したがって、条例第9条第2項第3号アに該当する。

施設表中

- ・ 1日の平均入院患者数 ・ 1日の平均患者数（診療科別）
- ・ 1日の平均外来患者に係る取扱い処方箋数
- ・ 従業者数 ・ 設備概要 ・ 業務委託
- ・ 建物の構造面積・敷地の面積

別表2 入院患者数調

別表3 外来患者数調

別表4 診療用エックス線及び診療用放射線照射装置等調

別表 5 施設平面図

検査表中

- ・ 診療部門中、医療従事者の欄
- ・ 管理部門中、業務委託の欄
- ・ 看護・病棟部門中、患者入院状況の病室の定員遵守の備考欄
- ・ 医療廃棄物排出事業所監視表中、分別・収集・運搬・保管等の委託の欄及び要改善事項
- ・ 概要

(2) 以下の部分については、特定の個人が識別され、個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であり、条例第 9 条第 2 項に該当する。

別表 1 従業員名簿

(3) 条例第 4 条の適正使用条項があるが、(異議申立に係る開示請求に) 使用目的の不透明さ、不信、不安を感じる。

第 5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

(1) 医療監視等について

本件異議申立てに係る公文書は、医療法第 25 条に基づく医療監視のために、監視対象病院から県に対して報告され、または県が作成した当該病院の施設、人員等が記録された書類である。

医療監視は病院等に対し法令を遵守させ、住民、患者に対し適正な医療が行われているか確認するものである。

また、昨年 6 月に医療法が改正され、本年度より、県が病院等から当該病院等の医療機能情報(人員配置、施設設備、患者数等) の報告を受け、住民、患者に対して情報提供することとされたところである。

(2) 条例第 9 条第 2 項第 3 号ア該当部分について

異議申立者が非開示を申し立てている部分(第 4 (1) (2)) は、いずれも病院に関する包括的かつ客観的なデータであり、詳細な財務諸表あるいは財務分析等とは異なり、これをもって競争相手や新規参入者が病院の経営方法を知り、病院の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

なお、法人等の競争上の地位を害するおそれのある取引先事業者名は非開示としている。

また、当該部分の中には、要改善事項、不適合事項等も含まれるが、これらの非開示により保護される利益は条例第 9 条第 2 項第 3 号アで保護される正当な利

益に該当するものではない。

むしろ、医療監視の目的や県民の利便を勘案すると県民が病院等を選択する際の有用な情報として公開し、県民と共有すべき情報である。

(3) 条例第9条第2項第2号該当部分について

従業員名簿は、医療法第25条に基づき、知事が病院の管理者に対し必要な報告を命じた(異議申立てに係る)公文書の一部であり、条例施行規則第5条第2項第3号に該当し、条例第9条第2項第2号エにより開示される情報である。なお、従業員のプライバシーに関する情報である休暇の情報等は非開示としている。

(4) 条例第4条について

異議申立者は、開示された情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる具体的な根拠を示しておらず、申立ての理由が不備である。

第6 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月 8日	諮問書の受理
5月21日	実施機関から理由説明書提出
6月18日	実施機関の意見陳述・審議

第7 審議会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、鳥取県が当該病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査(医療監視)に当たり、同病院に事前に提出を求めたり、あるいは同病院検査時に作成した書類であり、以下の文書から構成されている。

第1表施設表...施設名、所在地、許可病床数及び1日平均入院患者数、診療科名、診療科別1日平均患者数、1日平均外来患者に係る取扱い処方箋数、従業者数、設備概要、業務委託、建物の構造面積・敷地の面積、医療法に基づく許可の状況等

第2表検査表...診療部門(医療従事者数)、管理部門・安全管理(医療安全管理体制の確保等)、管理部門(管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制)、看護・病棟部門(医療従事者、管理、帳票・記録)、薬剤・検査部門(医療従事者、管理、帳票・記録、業務委託)、給食部門(医療従事者、管理、業務委託)放射線部門(管理、帳票・記録、放射線管理)

医療廃棄物排出事業所監視表...責任者、帳簿、分別、収集、補完、委託、口頭指導等

概要... (検査) 実施年月日、検査員、不適合事項・指導事項

別表 1 (従業員名簿) ...科名、職名、氏名等

別表 2 (入院患者数調) ...科別、病床別、月別

別表 3 (外来患者数調) ...科別、月別

別表 4 (診療用エックス線及び診療用放射線照射装置等調) ...製作者名、型式、台数等

別表 5 (施設平面図) ...病室面積、許可病床数含む。

申立人は第 4 (1) (2) の非開示を求めており、非開示とする根拠を、(1) については、開示により 病院と競争関係にある病院や新規参入を検討している事業者にとって、同病院の収益・損益部門の情報を入手し、どのような経営を行っているか知り得ることができ条例第 9 条第 2 項第 3 号ア (法人不利益情報) に該当するとしている。

また、(2) については、特定の個人が識別され、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第 9 条第 2 項第 2 号 (個人情報) に該当するとしている。

このため、第 4 (1) の条例第 9 条第 2 項第 3 号 (法人不利益情報) 及び (2) の条例第 9 条第 2 項第 2 号 (個人情報) 該当性について検討する。

(2) 第 4 (1) の条例第 9 条第 2 項第 3 号 (法人不利益情報) 該当性について

病院等医療機関は、不特定多数の県民を対象に生命、身体、健康を守りあるいは回復させる事業を行っており、その事業は単に営利目的ではなく、公益性の高いものである。このため、第 4 (1) については、不適合事項・指導事項も含め、医療監視の目的や県民の利便を勘案すると県民が病院等を選択する際の有用な情報として公開し、県民と共有すべき情報である、とする実施機関の説明は妥当性がある。

また、昨年、医療法が改正され、病院等の人員配置や患者数等を含む医療機能情報の県への報告が病院等に義務づけられ、県が当該情報を県民の供覧に供することとされたことから実施機関の主張の妥当性が裏付けられる。

また、異議申立人は競争相手等が収益及び損益部門の情報を入手し、どのように経営を行っているか知りうるができるとしているが、実施機関の主張するとおり直接収益、損益等が記載された文書はなく、その他文書の内容を勘案しても、実施機関が非開示としている取引先 (委託先) 情報を除き、開示により病院等の利益が害されるおそれが具体的にあるとまで言えるものはない。

よって、第 4 (1) については、条例第 9 条第 2 項第 3 号 (法人不利益情報) に該当しない。

(3) 第 4 (2) の条例第 9 条第 2 項第 2 号 (個人情報) 該当性について

別表 1 従業員名簿については、「医療法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく立入検

査要綱」に基づき、病院の立入検査に当たり第1表施設表等と共に事前に病院から県に提出され、検査当日に監視員が内容の確認を行い作成（完成）したものと認められる。また、当該提出の根拠は、医療法第25条第1項によるものと認められる。

条例第9条第2項第2号エは、「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの」は個人情報（非開示）の例外で開示することを定めており、条例施行規則第5条第2項第3号はこれを受けて、「条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報」は、「条例第9条第2項第1号に規定する法令等又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）に基づき同項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容」と定めている。

従業員名簿の内容は科（部門）名、職名、氏名、現担当診療科経験年数（医師だけ）となっており、これは規則第5条第2項第3号の「従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容」に該当するものと認められる。これに該当しない個人情報（従業員の休暇に関する情報等）について実施機関は非開示としている。

また、当該情報を除く従業員名簿の開示により個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、従業員名簿については、実施機関が非開示としている部分を除き、条例第9条第2項第2号（個人情報）に該当しない。

（4）異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、条例第4条に適正使用が明記してあるが、（開示文書の）使用目的の不透明さ、不信、不安を感じるとしているが、条例第4条に反するおそれがあることは非開示事由とはされておらず、また、非開示事由に当たる具体的な（個人、法人の）権利利益の侵害のおそれ等に関する言及が無いため、当該主張は当審議会の判断に影響するものではない。

以上より、第1「審議会の結論」のとおり答申する。